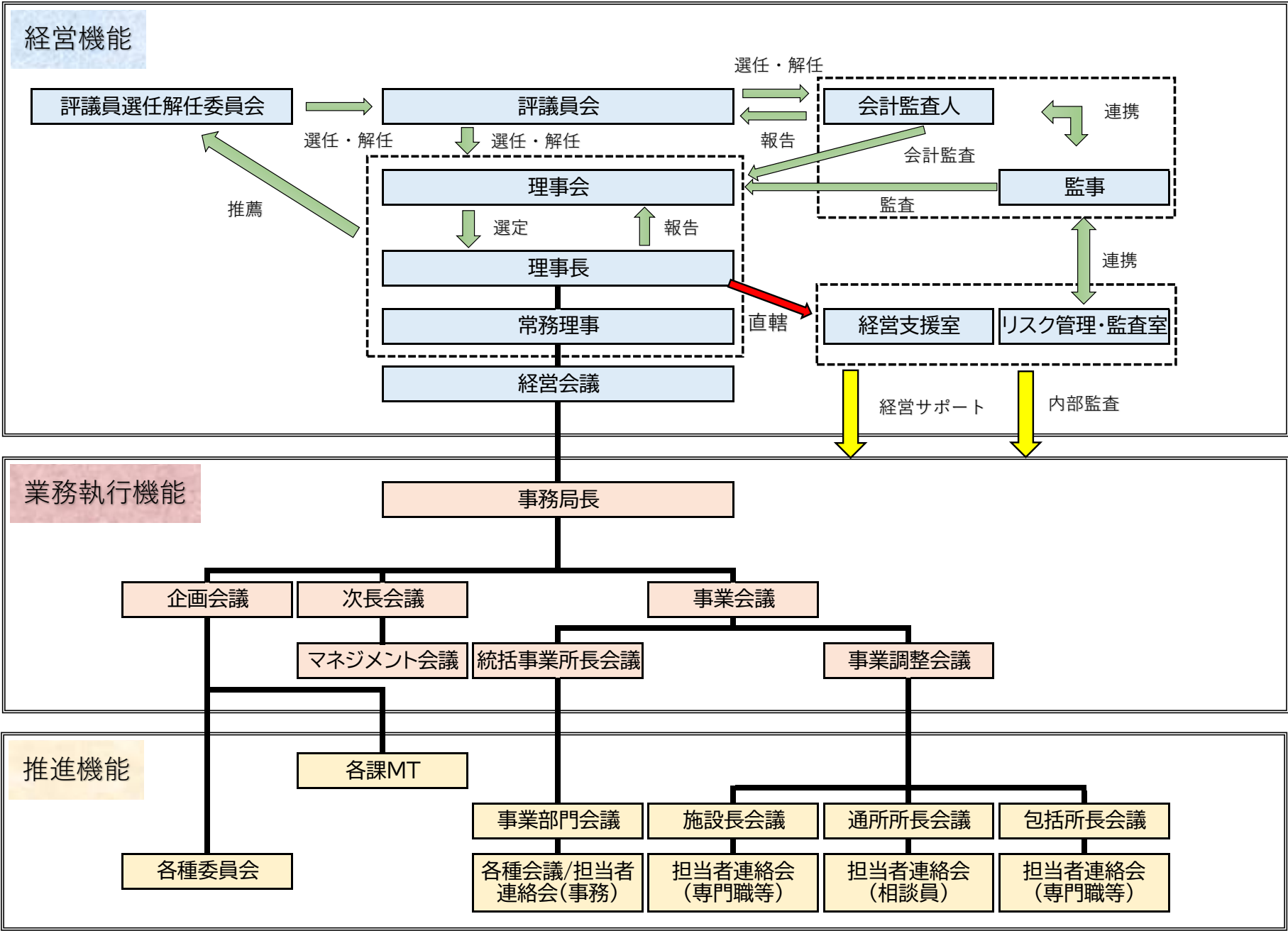


社会福祉法人 池上長寿園ガバナンス体制(令和4年4月現在)

平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」による新しい社会福祉法人制度は、社会福祉法人が今後も地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、平成18年の公益法人制度改革も踏まえて、公益性と非営利性を備えた法人としての在り方を徹底する観点から改革が行われたものです。池上長寿園は、その趣旨を踏まえ、大規模社会福祉法人としての社会的責任を自覚し、高い公益性と非営利性を担保する体制として、経営環境の変化に適応し、収入の確保、人財の確保、育成、定着などの実現できる組織、つまりガバナンス体制の構築、強化を法人全体として進めています。



池上長寿園の経営を担う法人統治機関は、評議員（評議員会）、理事（理事会）、監事及び会計監査人です。

評議員会は役員や会計監査人の選任又は解任、役員報酬の決定、定款の変更などの重要事項を決定する議決機関です。

理事会については、業務執行に関する意思決定機関として位置づけられるとともに理事の職務の執行の監督、理事長の選任・解任など、理事および理事長に対して牽制機能を働かせます。また、池上長寿園は、特定社会福祉法人として会計監査人を設置し、監査法人が計算書類等の監査を行います。そして社会福祉法人と評議員、理事、監事、会計監査人は、委任の関係であることが法に規定され、これによって、善管注意義務を負い、任務を怠った場合には、損害賠償責任を負うこととなります。

このように、評議員会による役員等の牽制、会計監査人による監査、役員等の権限・義務・責任が明確化されたことにより、ガバナンスの強化が図られることとなります。

つまり、組織における3つの権限、すなわち、意思決定、業務執行、監査の3機能が適切に3つの機関に分配され、相互牽制機能がしっかりと働く機関設計となりました。